

応急手当普及員・指導員の有効期間を「年度」単位に変更します

(現行) 認定証交付日から3年間有効

→ (改正後) 認定証の交付日以後における最初の4月1日から3年間有効

(例)

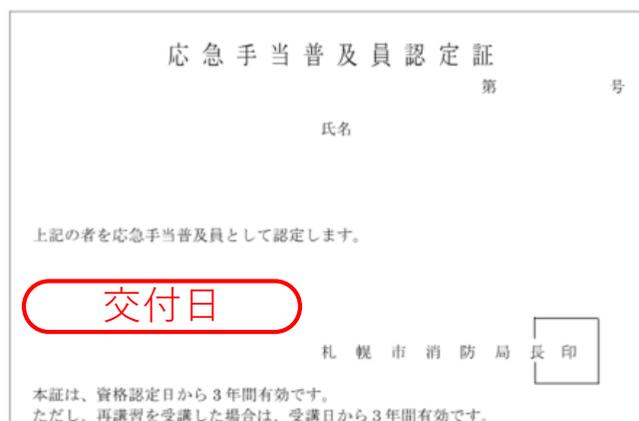


有効期間内に再講習を受けると、受講日の以後における最初の4月1日から3年間延長



有効期間の延長を希望される方は、失効する前に再講習を受講してください。
※消防局から再講習が必要となる時期のご案内はしておりません。ご自身の認定証でご確認ください。

応急手当普及員・指導員の有効期間を「年度」単位に変更します



交付日又は最終再講習受講日	有効期間
令和4年3月31日以前	失効
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和8年3月31日まで有効
令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和9年3月31日まで有効
令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和10年3月31日まで有効

有効期間の延長を希望される方は、失効する前に再講習を受講してください。
※消防局から再講習が必要となる時期のご案内はしておりません。ご自身の認定証でご確認ください。